

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（123）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2019年7月15日号）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号から2017年2月に生じた諸問題に移ります。安倍内閣は改憲への動きと共に軍事国家に向けた諸制度を次々と創り出します。これに対する憲法九条を守る勢力は一層力を込めて反撃しています。）

一 改憲策動と軍事国家化とを巡る攻防

（1）戦争法反対運動（1）

①1月30日、東京・労音大久保会館で『戦争法に終止符を！お話と音楽のつどい鳥の歌の旅、スペインからウクライナへ』が開かれ、約180人が集まった（呼びかけ人は作曲家池辺晋一郎氏、作曲家井上鑑氏ら8人）。

出演した歌手ナターシャ・グジーさんは、チェルノブイリ原発事故から30年の2016年に故郷ウクライナを訪れ、広島で被爆した少女の折り鶴をチェルノブイリ博物館に寄付したことを報告した（2月1日赤旗）。

井上さんは、“スペインの現地スタッフの熱意に“みんなで同じエネルギーを共有できる音楽は、人と人をつなげる力を持つ”と感じ、互いの音楽を伝え合う真剣な行為があつてこそ深くつながると実感した、と語った。

コンサートでは、ナターシャさんが「鳥の歌」（カタルニア民謡）や「白い翼」を唄った。

②④1月28・29日、日本平和委員会は岡山市で第3回全国理事会を開き（約80人が参加）、2017年度前半期の運動方針を確認した（2月1日赤旗）。

⑤(i)2017年の情勢の特徴として、草の根の平和運動を広げ、市民と野党の共同を発展させていくなれば、総選挙で安倍政権による平和と憲法を破壊する暴走に痛打を与え、三分の二体制を打破する大きな可能性を孕んでいること、(ii)活動方針として、①戦争法廃止、共謀罪阻止、護憲の世論を広げること、②「我が街を戦争の拠点にするな」の運動をすすめ、戦争法実施の下での基地や演習の実態を告発し、反対世論を広げること、③「沖縄のたたかいに

連帯する運動を広げる」ための5月15日の全国一斉行動をはじめ宣伝署名活動などを行うこと、㊸オスプレイ配備・訓練反対など各地の米軍基地強化反対運動に取り組み、とくに岩国基地へのCV22オスプレイ配備、佐賀空港の自衛隊オスプレイ基地化に対する反対運動、岩国基地への空母艦載機移駐反対運動を全国的連帯で広げること、㊹核兵器全面禁止条約を求める「ヒバクシャ国際署名」を自治体ぐるみの運動にすること、を掲げた。

◎討論の中で出された主な活動報告を記す。(i)南スーダン派兵反対、沖縄連帯のビラ5万枚を配布し、各小選挙区での市民連合づくりに参加している(茨城)、(ii)南スーダン派兵反対のスダンディング行動を連続して行い、基地調査や学習会を積み重ね、日本平和大会・三沢に725人が参加し、大きな感動を生んだ、ことなどである。

(2)改憲策動への動き(1)㊺自民党が3月5日の党大会で採択する2017年の運動方針案で、「憲法改正原案の発議に向けて具体的な歩みを進める」と明記していることが2月22日までに判明した(2月23日赤旗)。

㊻外交については、その基軸の第一に、「米国トランプ新政権との間での日米同盟の更なる強化」を掲げた。具体的には2月10日の日米首脳会談を受け、「日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)に基づき日米同盟強化を進め、アジア太平洋地域における同盟の抑止力・対処力を高めるとともに、友好国との防衛協力を推進する」と明記した。

㊼沖縄県名護市への米軍新基地建設については「普天間飛行場の辺野古沖への移設等を推進し、在日米軍再編を着実に進める」とした。

㊽共謀罪については、「世界中で国際テロの脅威が増大している」とし、2020年のオリンピック・パラリンピックに向け、法整備を進めるとした。

㊾働き方改革では、時間外労働の「上限規制」を強めるとした。(注——しかし年間720時間という異常な長時間残業を許すことには触れていない)。

㊿重要なのは、安倍自民党が、明文改憲発議につき具体的な道筋を明確に打ち出したことである。その道筋とは、「(2017年、憲法施行70年を迎えることを踏まえ)、次の70年に向けて新しい憲法の姿を形作り、国会における憲法論議を加速さ

せ、憲法改正に向けた道筋を国民に鮮明に示す」(方針案)、としたことである。

安倍首相の並々ならぬ改憲への執念を見る思いがする。

(3) 軍事国家化の動き (一)

①1月31日、垂直離着陸機 MV22 オスプレイの整備拠点が設置された木更津駐屯地(陸上自衛隊)に、米海兵隊オスプレイ2機が飛来した(2月1日赤旗)。

②岩国基地(山口県)への原子力空母艦載機移駐に伴い、EA18戦闘攻撃機とEA18Gグラウラー電子攻撃機の本格的な整備・修理が可能な拠点が、岩国基地にも

(厚木基地と並んで)設けられることになった。また厚木基地には、空母艦載機の同基地移駐と並んで米海兵隊のF35B戦闘攻撃機が配備された。これらにより、岩国基地は米軍機の整備(検査・修理・部品交換)と、さらには軍事作戦・出撃をも行う米軍の一大拠点基地に強化された。現に2016年11月に韓国で行われた米韓合同演習にも、岩国基地の第12海兵航空群の部隊が参加していたのである(2月2日赤旗)。

③2017年2月2日、米海軍の最新鋭のE2D早期警戒機5機からなる第115

早期警戒飛行隊が岩国基地に配備された(2月3日朝日新聞)。

この飛行隊は、米海軍が進めている防空システム「NIFC-CA(ニフカ)」の構築の中核を担うべく最新鋭の通信システムを備えており、ニフカを活用すれば米イージス艦のレーダー波が届かない水平線の向こう側を飛ぶミサイルをF2Dが探知し、イージス艦から新型迎撃ミサイルSM6を発射しF2Dの情報を使って目標まで正確に誘導できるようになる。

では何の目的で米軍の早期警戒機を岩国に配備するのか。

ある自衛隊幹部はいう。「攻撃能力を高めている中国軍への抑止効果があるだろう」、と(2月3日朝日新聞)。

しかし、この見方は、武力万能的なものである。しかも日本を米中対立・紛争の好事に巻き込むことを是認するに等しいと考える。

④②017年2月2日、朝日新聞の報ずるところによれば、集团的自衛権の行使を認めた閣議決定(2014年7月)につき内閣法制局が作成した「想定問答」(国会答弁用)の一部が朝日新聞に開示された(2月2日朝日新聞)。

⑤開示に至る過程は、(i)内閣法制局は、2014年7月の集団的自衛権行使容認の「閣議決定」前に調整・作成した。

(ii)当初、内閣法制局は、行政文書に当たらないとして開示しなかったが、総務省情報公開・個人情報審査会は、開示答申を受けて開示した(2月2日赤旗)。(iii)この開示過程の問題性につき、山下議員(共産党)は大要次のように指摘した(前掲赤旗)。

“政府は、その決定過程につき説明責任があり、結論だけでなく経過・意思決定過程を国民が検証できるように文書を作成し、保存し公開しなければならないというのが公文書管理法の目的・理念だ。内閣法制局長官が最終決裁したもののみを行政文書とするのは適当でない(開示答申)として退けられたのは当然だ”、と。さらに、開示された資料の他にも不開示・廃棄とされた国会答弁資料集が数多くあるのではないかと糾した。これに対し横畠法制局長官は、“(今後は)必要なもの、相当と考えられるものは、個別に検討したい”と答弁した(前掲赤旗)(なお、2月2日朝日新聞を参照)。

(iv)この「個別に検討」とする答弁の意味することは、安倍内閣の秘密政治

の手法に鑑みれば、大部分を不開示とする意なのである。

◎では、開示された「想定問答」の中身を見よう(前掲朝日新聞参照)。

(i)問題は、集団的自衛権の行使容認につき、その要件を緩やかにしたい自民党と、厳しくしたい公明党との水面下の協議に、法制局が非公式な形で関わっていた可能性が高いというのが朝日新聞の見方である。

(ii)このことを示すのが、日本が攻撃されていないにも拘わらず相手を攻撃する武力の行使につき、「想定問答」に書かれた「国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合もある(P)」という記述である。(注一Pとは保留を意味する符号)。

この「場合もある」という文言は2014年6月24日の与党(自・公)協議会で示されたが、6月27日の与党協議では「場合もある」が「場合がある」に変更された。その理由は、朝日新聞の分析によれば、自民党は集団的自衛権だけでなく、国連決議に基づいて有志連合の国々が侵略国などを制裁する「集団安全保障」でも武力行使ができることを強調するため「場合もある」との表現にしようとしたが、これに

対し公明党が「待った」をかけた、というのである。

(iii) そして2014年7月1日、安倍内閣は「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」を閣議決定した。その中に「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、必要最小限度の実力（武力）を行使することは憲法上許容される。上記の「武力行使」は、国際法上は集団的自衛権が根拠になる場合がある。この「武力行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上はやむを得ない自衛の措置として初めて許容される」と明記した（本稿（22）2014年7月号参照）。

(iv) 以上の経緯が示していることは何か。思うに第一に、「も」と表現するにせよ「が」と表現するにせよ、安倍内閣が集団的自衛権の名の下に世界各地の紛争に実力・武力・軍事力で介入し抑圧しようとするアグレッシブな手段をとって恥ずることのない政治集団だ、ということである。第二に、公明党はその政治集団を支える与党だということである。

⑤②月10日の日米首脳会談を前にして安倍首相は、2月1日衆院予算委で「日米同盟関係が微動だにしていないことを世界に示していく会談にしたい」と抱負を述べた（2月2日赤旗）。

⑥その抱負が実際に意味するのは、第一に米軍の駐留経費の負担増の要求に対し、「わが国としても防衛力を強化し、自らの果たし得る役割の拡大を図っていく」ことである（2月1日衆院予算委での安倍答弁）。

第二に、オスプレイの飛行再開について、「再発防止につき有効な対策がとられている」として容認したことである（1月27日）。

第三に、TPPについては、「二国間協議を排除しない」（1月27日）、「強い米国は日本の利益になる」（1月30日）と述べた。

第四に、トランプ新大統領の難民等への入国制限措置については、内政事項でありコメントする立場にはないとして容認したことである（国会答弁）（なお2月3日赤旗参照）。

◎総じて米国追従の姿勢を示したのである。

(4) 日米首脳会談と日米共同声明

②2月10日、日米首脳会談が行われた。会談に至る経緯・背景については後述するところに譲り、まず初めに日米共同声明の概要について記す（2月12日河北新報、同日赤旗）。

①冒頭、日米同盟と経済関係の一層の強化への決意の確認。

◎日米関係 (i)日米同盟はアジア・太平洋地域における平和・繁栄・自由の礎。核・通常戦力・双方による日本の防衛への米国のコミットメント（責任履行）は揺るぎない。(ii)米国は、アジア太平洋地域でのプレゼンス（存在・配備の意）を強化し、日本は同盟における大きな役割・責任を果たす。日米は2015年の「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」で示されたように、防衛協力を実施・拡大する。(iii)両首脳は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移転計画に合意していると確認する（唯一の解決策）。

④地域情勢 (i)両首脳は日米安保条約5条（共同防衛条項）が沖縄県・尖閣諸島に適用されることを確認。(ii)北朝鮮に対し核・弾道ミサイル計画の放棄をさらなる挑発行動をしないよう求める。(iii)テロ集団との戦いに協力する。(iv)日米同盟をさらに強化するための方策の特定のため、日

米安全保障協議委員会（2プラス2）の開催を指示。

③経済関係 米国のTPP離脱に留意し、共有された目的達成へ最善の方法を探究。以上である。

⑤次に日米共同記者会見における両首脳の発言要旨の中から重要と思われる点を摘記する（2月12日河北新報）。

②(i)（トランプ）米国は日本の施政下にある全ての地域の安全保障と、同盟関係強化に責任を持つ。航行の自由の確保や、北朝鮮の核・ミサイルの脅威からの防衛は優先度が高い。自由で公正・互恵的な貿易関係を目指す。

(ii)（安倍首相）日米は互いに利益をもたらす経済関係を構築。沖縄・尖閣諸島が日米安保5条の適用対象であることを確認。辺野古移設に向け協力して取り組む。北朝鮮に対し核・ミサイル計画を放棄することを求める。テロリズムとの戦いでの協力を強化する。「入国禁止」の大統領令については内政問題であり、コメントしない。TPPについてのトランプ大統領の判断は承知。地域に自由で公正なルールを作り、日米がリードする。

（トランプ）米国はかつてなく偉大な国になる。

③以上のような日米共同声明及び共同記者会見の現実的意味につき述べる。

(i)第一の特徴は、日米同盟が単なる軍事同盟に留まらず、核軍事同盟ともいうべきものに変質したことである。

(ii)第二の特徴は、日米軍事同盟がアメリカ依存性の強いことである。このことは、アメリカ従属性が強度であることと言い換えることがきよう。

(iii)第三の特徴は、日米軍事同盟がアジア諸国と対立する性格が強いことである。

なお①(i)につき説明すれば、安保条約5項(共同防衛)が「尖閣諸島に適用されることを確認」とする共同声明の現実的意味は「中国の南シナ海への進出」を封じ込めようとする日米首脳の方針の表現であるとみられる(2月12日河北新報)。

この点を補足すれば、尖閣諸島につき、中国は領有権を主張している。では、安保条約5条が尖閣諸島に適用されるとは現実的に如何なることを意味するか。この点についての赤旗の的確な分析を記せば次の通りである。

④アメリカは、沖縄返還に当たりその一部である尖閣諸島の「施政権」は日本に移行するが「主権」については関知しない

(つまり関係当事者で解決されるべき事柄である) という立場である。

⑤なぜ安倍首相は安保5条の尖閣適用に固執するのか。それは、アメリカが5条により尖閣を防衛するのだから日本もアメリカ軍を防衛すべきだ、という「血の同盟」論に基づいているからである。

⑥ではアメリカ軍は日本を防衛するか。この点については、安倍首相の答弁を記す(2月2日衆院予算委での答弁)(赤旗2月23日)。“原子力空母ロナルド・レーガンは専ら日本を守るためではない。横須賀を母港として、アジア太平洋地域ひいては中東に行く場合もある”、と。

つまり、在日米軍は、日本の防衛のため駐留し基地を使用しているのではないことを安倍首相ですら認めているのである。

⑦では、今回の共同声明により、日本は何を失いアメリカは何を得たのか。

日本は軍拡の代償を支払い、アメリカは対米従属度の強い日本を、政治・軍事・経済の丸ごと入手したのである。

(iv)第四の特徴は、沖縄に辺野古新基地を建設する計画を強行し「普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策」(声明)とするのは、沖縄県民の民意を踏みにじるものであり、日米軍事同盟強

化のために沖縄に「犠牲」を強いるものである。

(v)第五の特徴は何か。①「自由で公正な貿易ルール」に基づいて経済関係を強化するとは、「市場障壁の削減」であり二国間の貿易経済促進である。この現実的意味は、日本の市場をアメリカに提供し開放することである。②日米間で貿易・投資関係の「枠組み」作ることを議論するとは、“トランプ大統領が TPP 離脱を既に決定している事実”と、日米両国が留意していることに徴すれば、日米の経済的・政治的力関係からみて日本の貿易・投資市場をアメリカに全面的に開放し「売り渡す」ことに等しいのである

④次に日米共同声明を批判した声明を取り上げる。

②2017年2月11日、日本平和委員会は千坂事務局長名で談話を発表した（2月15日赤旗）。その要旨は次の通りである。

(i)日米会談では、危険極まりない日米軍事同盟強化の合意が行われた。

(ii)「日米同盟第一」の立場から、「米国第一」のトランプ政権に全面的に追随し、核兵器固執、戦争法に基づく日本の軍事的役割拡大、沖縄をはじめ米軍基地強化の推進など、憲法破壊の危険な日米軍事同盟強化路線を誓約したのが今回の会談である。

(iii)私たちは、「憲法第一」「国民第一」の立場でこれを阻止するため全力を挙げると共に、日米軍事同盟をなくし、日米平和友好条約を結び、対等平等の日米関係に転換し、憲法にもとづく平和外交をすすめる日本を実現するため全力を挙げる。

(以下次号に続く)